

[事案 29-182] 契約取消請求

・平成 30 年 10 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な話法等により騙されて契約したことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 12 月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、保険料が高額であるので満期まで支払継続できない旨を募集人に伝えたところ、契約後にはいつでもいくらにも減額が可能であるので、その際、支払える額に減額すれば良いと虚偽の説明を受けた。
- (2) 契約数年後に、募集人に、保険料の減額をしたいと申し出たところ、契約直後に保険制度が変わったので保険料の減額ができなくなったと、虚偽の説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約後にはいつでもいくらにも減額ができるとの説明はしていない。
- (2) 募集人は、契約直後に保険制度が変わったので保険料の減額ができなくなったとの説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および減額申出時の状況等を把握するため、当時未成年だった申立人の親である申立人代理人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、苦情対応時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。